



(1) 譲渡制限期間

2026年6月1日から2029年6月1日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間（但し、本譲渡制限期間中に、割当対象者が当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合には、払込期日から当該退任又は退職までの期間とする。）中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、割当対象者が正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合は当該退任又は退職の直後の時点）をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとしていたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026年3月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,675円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上